

少年サッカーに関わるすべての皆様へ

サッカー会場での駐車場利用について

2011年8月27日に岩木青少年スポーツセンターで開催されたU-11リーグの時に、岩木青少年スポーツセンター敷地内へ向かうアスファルト通路部分両側に、4種チーム保護者の車が10台以上駐車されていたため、他団体の車両が通行できないトラブルがおり、該当車両すべての移動を終えるまでの約20分間、試合を中断したことがあります。  
岩木青少年スポーツセンター側からも、救急車等の緊急車両通行時に支障があるということで嚴重注意を受けたため、地区として下記の対策をとることに決まりました。

#### 今後の対策

駐車場利用についてはこれまで大会要項にも注意事項として記載し、各チームスタッフへも数回にわたり連絡済の内容でしたが、徹底されていないため、今後の対策として2011年9月3日以降すべての試合会場において駐車証を掲示しない車の長時間(10分以上)駐車は禁止」とします。

別紙の駐車証にチーム名を記入し、大会規模の大小や公式戦、練習試合、トレセンなどを問わず、自チーム選手が関わる活動すべての場面で駐車する際には、車のフロントガラスから見える位置に必ず駐車証の掲示をお願いします。

移動必要な車があった場合はチームスタッフを通じて車両移動のお願いをしますので速やかに車両移動をお願いします。

もしも改善されない場合は「各チームの駐車可能台数に制限をつける」、「各チームから駐車場誘導係りを出してもらう」、「ルールを守れないチームに対して何らかのペナルティー」等の追加ルールも検討します。

ほんの一部の方のマナー違反で、一生懸命プレーする選手の試合を、今後中断することがないためにも、各会場での駐車マナー順守にご理解とご協力をお願いします。

弘前地区4種委員会

## 弘前地区4種サッカー

# 駐車証

チーム名 **Athletic Club 弘前**

試合会場に駐車する際、フロントガラスから見える場所へ掲示必要 駐車証がない場合試合会場での長時間の駐車はできません

## 弘前地区4種サッカー

# 駐車証

チーム名 **Athletic Club 弘前**

試合会場に駐車する際、フロントガラスから見える場所へ掲示必要 駐車証がない場合試合会場での長時間の駐車はできません